

～ 国際研修 ～

第2回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

甲斐雄次

第1 はじめに

2014年9月15日（月）から同月27日（土）まで（移動日を含む。）、ジャガディッシュ・プラサド・シャルマ・パウデル最高裁判所判事を団長とする研修員10名（別紙1参照）を対象に、ネパール裁判所能力強化プロジェクト第2回本邦研修（以下「本研修」という。）が実施された。

第2 本研修の背景

ネパールでは、2008年5月に、王政の廃止と連邦民主共和国制への移行が宣言され、以後、制憲議会により、憲法制定作業が進められるのと並行して、19世紀に制定された「ムルキ・アイン法典」（民事実体法、民事手続法、刑事実体法及び刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業が行われるなど、法制度の抜本的な近代化を目指してきた。この分割・再編纂作業は、2011年に民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法及び調整法の草案が制憲議会に提出されて一段落し、現在、ネパールは、その運用に不可欠な体制作りや関連法令の整備に取り組んでいる。

その一方で、ネパールでは、現在、訴訟遅延及び「不処罰」（impunity）の問題が国民の司法に対する信頼を損ねる原因となっており、事件管理の改善が大きな課題となっている。また、裁判所の紛争解決能力の向上のため、司法調停の活用にも期待が高まっているものの、制度の理解不足や調停人の能力不足が、その活用促進に向けた障害となっている。

このような事情を踏まえ、ネパール政府から我が国に対し、事件処理・管理能力の強化や司法調停の活用促進を通じた裁判所の紛争解決能力向上のための支援の要請が出され、2013年9月、独立行政法人国際協力機構（JICA）において、ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとして「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」¹を開始するに至った。

¹ 本稿では、略して「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と記載している。同プロジェ

そして、同プロジェクトの基礎を固めるため、昨年12月、第1回本邦研修を実施し、日本における事件管理及び調停に関する制度一般や裁判所での取組を広く取り扱ったところ、日本の制度や運用の有用性についての理解が深まったとして、非常に好評であった²。今年度は、司法調停及び事件管理に特化した内容の本邦研修をそれぞれ実施することが計画されている。

そこで、まずは司法調停をテーマとして、日本における調停制度と実務の運用を更に掘り下げて取り上げるとともに、調停人の養成・研修に関する日本の取組を紹介して、今後のネパールにおける司法調停活用の促進のための運用改善や教材作成に向けたアイデアを提供することを目的として、本研修を実施したものである。

第3 研修実施内容（別紙2 日程表参照）

1 講義、演習

(1) 「日本の調停制度」、「民事調停の実務」、「家事調停の実務」

まずは研修員に日本の調停制度の概要を理解してもらうため、当部毛利教官により、日本の裁判所の種類、調停事件の処理状況、調停手続の概要等に関する講義が行われた。

続いて、前記プロジェクトのアドバイザーグループ委員を務めていただいている吉野孝義大阪大学法科大学院客員教授をお招きし、裁判官としての豊富な実務経験を基に、民事調停の実務について御講義いただいた。吉野先生からは、一般に「評価型」といわれる日本の調停運営の特徴について、事前準備、事情聴取の方法、裁判官の関与などを具体的に説明していただいた上、いくつかの事件類型別に実際の調停手続の進め方を解説していただいた。ネパールの司法調停では、裁判官は関与せず、調停人が当事者の自主交渉を援助する役割を担うものとされる、いわゆる「自主交渉援助型」の運用がなされているため、研修員からは、ネパールと大きく異なる日本の運用に高い関心を示されるとともに、90年以上の歴史があり、社会に定着している日本の調停運用から多くを学びたいという感想が述べられ、実際の事例を挙げて日本ではどのようにするのかなどの質問が出された。

その後、当職から、家事調停の実務に関する講義を行い、家事事件の特色や民事調停と家事調停との違いを中心に説明した上、過去に裁判官として家事調停を担当

クトの詳細は、ICDNEWS 第57号、「ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介」を参照されたい。

² 詳細は、ICDNEWS 第58号、「～国際研修～ 第1回本邦研修 ～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～」を参照されたい。

していた経験を基に、離婚調停と遺産分割調停について、手続の進め方の一例を紹介した。

(2) 「弁護士立場から見た調停，裁判外紛争処理手続の活用」

鳩谷・別城・山浦法律事務所の山浦美紀弁護士から、弁護士及び調停官としての御経験を踏まえ、どのような事件について調停を活用するのが望ましいかや、裁判外紛争処理手続について、具体的な事例を交えた極めて実践的な御講義をしていただいた。研修員からは、専門的知見を活用すべき事件に関し、専門家を調停委員として選任して、調停手続の中で活用できるようにしている運用について、驚きと高い関心が寄せられていた。また、研修員からは、日本では調停が利用しやすいものとして高い信頼を得ているのに対し、ネパールでは弁護士からも司法調停があまり評価されておらず、利用に消極的な弁護士が多い点が課題であるとして、改めてネパールの抱える司法調停の問題点に関する認識を示す発言もなされた。

(3) 「模擬調停」

家事調停を素材としたシナリオを基に研修員に当事者役と調停委員役を演じてもらい、吉野先生及び片山・平泉法律事務所の村岡泰行弁護士の監修の下、模擬調停を実施した。ネパールでは同席調停が基本となるため、当初、研修員からは、当事者をそれぞれ別席で事情聴取する日本の運用に対して戸惑いも見られていたが、次第に別席で行う日本の調停運用のイメージが明確になったようで、「同席では、当事者が相手を意識し、真意を隠して交渉に臨むことが多々あるが、別席では真意を聴取しやすいなどのメリットもある。」との感想も述べられ、ネパールでも同席を基本としつつも場面に応じて別席での事情聴取を活用することが有効であるとの意見が出された。



模擬調停の様子

(4) 「調停人養成研修及び継続研修」

前記プロジェクトのアドバイザーグループ委員を務めていただいている稲葉一人中京大学法科大学院教授には、裁判外紛争処理手続（ADR）とその調停人研修の専門家としての豊富な経験を基に、調停人に対する研修の手法等に関する御講義と、事例を基に調停を行うトレーニングを体感する演習をしていただいた。稲葉先生からは、日本の民間型のADRでは、ネパールの司法調停と類似性のある自主交渉援助型の運用が中心であるとの紹介がされた。研修員からは、その具体的な研修プログラムをネパールに応用したいとの意見が出されたほか、調停人が備えるべき技法を理解する前提として、調停の目指すべき方向性を見据えた調停理論が基礎となるという考え方に強い関心が示され、ネパールの司法調停とコミュニティ調停のそれぞれの目指すべき方向性についての議論も見られた。



演習の様子

2 裁判所訪問

(1) 大阪簡易裁判所

大阪簡易裁判所では、高田文昭裁判官による調停事件に関する概要説明に続き、裁判官室、調停室等の施設見学と、裁判官及び書記官との意見交換の機会をいただいた。研修員は、実際に評議を行う裁判官室や、事件を担当する書記官室、手続案内・事件受付を行う訟廷事務室等を見学したことで、具体的な運用のイメージが持てたようであり、裁判所職員がそれぞれの部屋で連携しながら働いている様子に感心した様子であった。また、研修員は、調停に裁判官が関与することで、解決案の押しつけになるのではないかとの疑問を抱いていたようであったが、実際に調停事件を担当している裁判官から、明確な回答を得たことで、その疑問が解消された様子であった。

(2) 大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所では、川合昌幸所長への表敬訪問のほか、概要説明、施設見学及び意見交換の機会をいただいた。概要説明では、書記官事務について説明をしていただいたところ、研修員は、書記官が調停の円滑な運用に重要な役割を果たしている点に感銘を受け、熱心にメモを取って説明を聴く様子が見られた。また、意見交換では、調停委員の採用や継続研修について具体的な説明をしていただき、調停人の質の確保・向上に課題を抱えるネパール側にとって、大変参考になった様子であった。

3 意見交換

研修の終わりには、本研修で得た日本の調停に関する知識を基に、ネパールにおける今後の司法調停の運用及び調停人の研修に関する意見交換を実施し、吉野先生、村岡先生及び稲葉先生にも御参加いただいた。司法調停の運用に関し、研修員からは、コミュニティ調停との棲み分けを意識して、ネパールの調停制度に即した裁判官の関与を検討すべきであるなどの意見が出されたほか、調停人の質の向上という点に関しても、採用段階での質の確保を目的とした選考委員会の設置、経験年数に応じた継続研修の導入、コミュニティ調停との違いを意識した研修態勢の必要性などの様々な具体的意見が出され、今後のネパールにおける司法調停の改善について、一定の方向性を見出した様子が見受けられた。

第4 おわりに

今回の研修に参加した研修員は、いずれもネパールにおける司法調停の運用を熟知しており、その運用改善のため少しでも日本の運用を参考にしようと、活発に質疑・意見交換を行うなど、非常に意欲的かつ熱心に本研修に取り組んでいた。研修最後の意見交換で様々な今後に向けた具体的意見が出されたことはもちろん、日本側がネパールの調停の実情を更に知る機会を得ることができたことも、大きな成果であったと考える。本研修の内容が、今後のネパールでのプロジェクト活動において大いに役立つことを期待したい。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただき、研修中も様々な有益なアドバイスをいただいた先生方、多大な労力をかけて充実した訪問プログラムを実施していただいた裁判所関係者の皆様、通訳等でお世話になった野津治仁氏及び湊シャルマ・ジャヤンティ氏、研修員に近い立場で本研修をサポートしていただいた社本洋典専門家、その他関係者の皆さまに心から感謝申し上げたい。どうもありがとうございます。

ました。

以上

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第2回本邦研修

1	ジャガディッシュ・プラasad・シャルマ・パウデル	
	Mr.	Jagadish Prasad Sharma Paudel
	最高裁判所判事	
2	テクラジュ・ネパール	
	Mr.	Tekraj Nepal
	ラジュビラジュ控訴裁判所判事	
3	ラムチャンドラ・ヤダブ	
	Mr.	Ramchandra Yadav
	ダンクタ控訴裁判所判事	
4	シャリグラム・コイララ	
	Mr.	Shaligram Koirala
	カトマンズ地方裁判所判事	
5	イシュワル・ラジュ・アチャルヤ	
	Mr.	Ishwar Raj Acharya
	カブレ地方裁判所判事	
6	セカール・チャンドラ・アルヤル	
	Mr.	Shekhar Chandra Aryal
	シラハ地方裁判所判事	
7	カイラッシュ・ケーシー	
	Mr.	Kailash K.C
	ダヌシャ地方裁判所判事	
8	ジャヤナンダ・パネル	
	Mr.	Jayanand Paneru
	ダチュラ地方裁判所判事	
9	ラル・バハドウル・クンワル	
	Mr.	Lal Bahadur Kunwar
	最高裁判所事務局長	
10	アニタ・グルン	
	Ms.	Anita Gurung
	弁護士	

ネパール第2回本邦研修(調停)日程表

[教官: 甲斐教官, 毛利教官 専門官: 堀専門官, 中村専門官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
9 / 月 15		移動日				
9 / 火 16		JICA オリエンテーション (11:00~)	JICA関西	国際協力部 オリエンテーション (14:00~)	国際協力部 オリエンテーション (15:00~)	毛利教官 JICA関西
9 / 水 17		講義「民事調停の実務」 大阪大学法科大学院 吉野孝義客員教授	国際会議室	講義「家事調停の実務」 甲斐教官		国際会議室
9 / 木 18		講義「弁護士の立場から見た調停」 鳩谷・別城・山浦法律事務所 山浦美紀弁護士	国際会議室	講義「裁判外紛争処理手続の活用」 山浦美紀弁護士		国際会議室
9 / 金 19		模擬調停(家事調停を素材として) 吉野孝義客員教授 片山・平泉法律事務所 村岡泰行弁護士	国際会議室	12:15 部長主催意見交換会 記念写真撮影	模擬調停(家事調停を素材として) 吉野孝義客員教授 村岡泰行弁護士	国際会議室
9 / 土 20						
9 / 日 21						
9 / 月 22		意見交換「民事調停と家事調停」 吉野孝義客員教授 村岡泰行弁護士		大阪簡易裁判所見学(民事調停) (13:30 - 16:30)		大阪簡易裁判所
9 / 祝 23		講義「調停人養成研修及び継続研修」 中京大学法科大学院 稲葉一人教授	国際会議室	演習「調停人養成研修及び継続研修」 稲葉一人教授		国際会議室
9 / 水 24		大阪家庭裁判所見学(家事調停) (10:00-15:00)		大阪家庭裁判所	意見交換準備「調停人の研修・司法調停の運用」	国際会議室
9 / 木 25		意見交換「調停人の研修」 稲葉一人教授 吉野孝義客員教授	国際会議室	意見交換「司法調停の運用」 吉野孝義客員教授 村岡泰行弁護士 稲葉一人教授(15:00頃まで)		国際会議室
9 / 金 26		総括質疑応答 (10:00-12:00) 吉野孝義客員教授 村岡泰行弁護士	国際会議室	評価会・修了式 (12:00-)		国際会議室
9 / 土 27		移動日				